

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課)

一

訓 令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二

規 則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八号

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県規則第六号)の一部を次のように改正する。
別表第二九の項中「ばいじん又は燃え殻を使用した地盤改良材にあつては、六〇パーセント以上使用していること。」を

「ばいじん、燃え殻、汚泥又は高炉スラグを使用した路盤材にあつては、五〇パーセント以上使用していること。」

に改める。
「
に改める。」

附 則

この規則は、令和二年三月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三建築指導課の表二の項部長専決事項の欄中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同欄第四号中「第十五条第三号」を「第十五条第二号」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 1 法第四条第四項第三号の規定による認定

附 則

この訓令は、令和二年三月一日から施行する。

令和二年二月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社